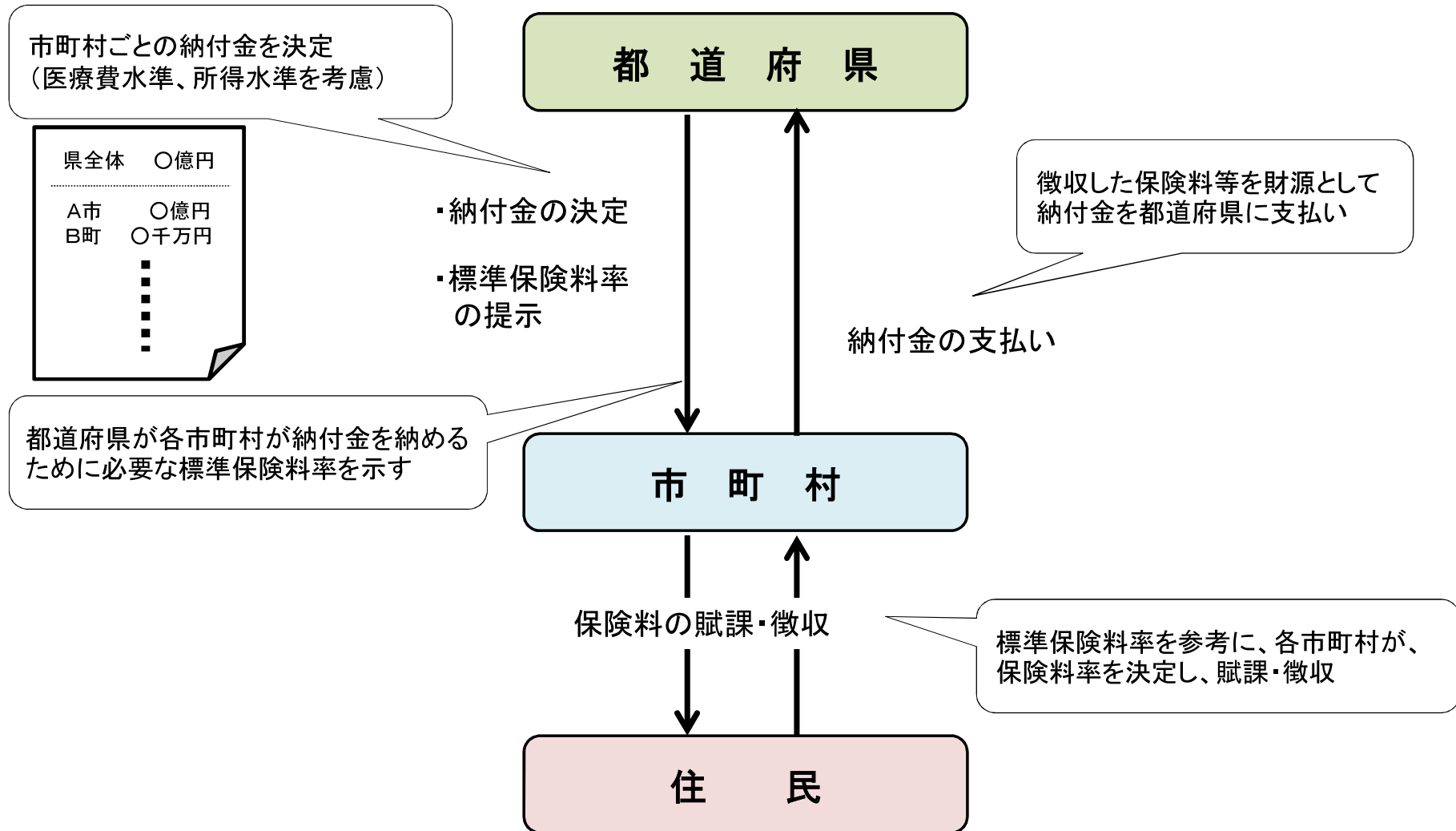


令和2年度国民健康保険事業費納付金等の 算定方法(案)について

国保事業費納付金・標準保険料率における本県の算定方針について（案）

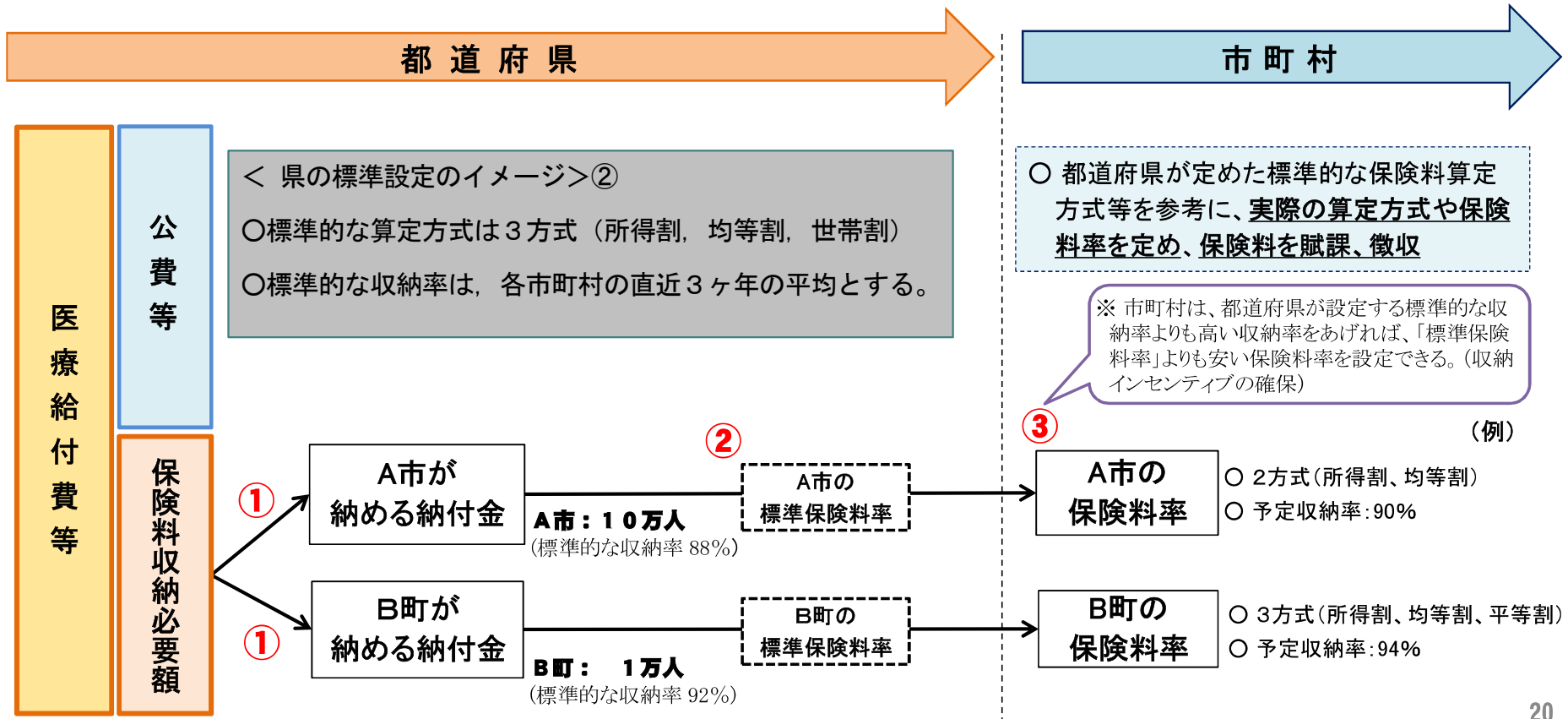
項 目		算 定 方 針 等	H31本算定の前提	R2仮算定の前提
1 基礎的な算定方針	①県又は二次医療圏ごとで統一の保険料水準とするか	統一の保険料水準とはしない。 <small>（※統一に向けては引き続き検討）</small>	同左	同左
	②県又は二次医療圏ごとで高額医療費を共同で負担するための調整を行うか。	高額医療費を共同で負担するための調整は行わない。	同左	同左
	③納付金として集め、また同時に保険給付費等交付金で給付する対象範囲を療養の給付以外の出産育児一時金、葬祭費、保健事業等に拡大するか	対象範囲は拡大しない。	同左	同左
2 主に納付金の算定に必要な係数、方針	① α の設定の仕方	保険料水準を当面統一化しないため、 $\alpha=1$ を基本（激変緩和で α の調整は基本行わない）。	$\alpha=1$	$\alpha=1$
	② β の設定の仕方 <small>（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）</small> <small>※必要に応じ、β'についても設定</small>	β ＝所得係数を基本（激変緩和で β の調整は基本行わない）。	β ＝本県の所得係数	β ＝本県の所得係数
	③賦課限度額 <small>（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、市町村標準保険料率の算定にも当該賦課限度額を用いる）</small>	地方税法施行令に示されている限度額とする。 <small>（H30：医療分58万円、後期分19万円、介護分16万円） （R1：医療分61万円、後期分19万円、介護分16万円）</small>	同左（H30年度の限度額を使用）	同左（R1年度の限度額を使用）
	④保険者努力支援制度の県分の扱い	納付金総額から差し引く。	同左	同左
	⑤所得のシェアや人数のシェアで納付金の配分を行う際、世帯数や資産税総額を勘案するか <small>（標準保険料率におけるパターン1又はパターン2の選択と同義） ※勘案する場合、均等割指数と平等割指数、所得割指数と資産割指数も必要となる</small>	世帯数を勘案する。（＝3方式）	同左	同左
3 主に標準保険料率の算定に必要な係数、方針	①標準的な収納率 <small>（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分／各市町村の規模別等）</small>	各市町村の実態に応じた収納率とし、直近3ヶ年の平均値により設定する。	同左	同左
	②標準的な算定方式 <small>（2方式、3方式、4方式）</small>	3方式	同左	同左
	③所得割指数、資産割指数、均等割指数、平等割指数 <small>（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）</small>	所得割指数＝1.0、均等割指数＝0.7、 平等割指数＝0.3	同左	同左
	④県繰入金（1号分）を活用した激変緩和措置の調整する範囲 <small>（標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）の増加を一定割合以内に収める際の基準）</small>	平成28年度からの自然増率 ※ただし、自然増率がマイナスの場合は0%とする。 ※医療、後期、介護、計のそれぞれに設定	同左 ※平成28年度からの自然増率は標準保険料率の算定に必要な保険料総額ベース ※所要額の6分の5のみ激変緩和	同左 ※平成28年度からの自然増率は標準保険料率の算定に必要な保険料総額ベース ※所要額の6分の4のみ激変緩和
	⑤保険者努力支援制度の県分の扱い（再掲）	2④と同じ	同左	同左

国保保険料の賦課、徴収の仕組み(イメージ)



国保保険料の賦課・徴収の基本的仕組み（イメージ）

- 都道府県は、
 - ・ 医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの国保事業費納付金（※）の額を決定（①）
 - ※ 市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮
 - ・ 都道府県が設定する標準的な算定方式等に基づいて市町村ごとの標準保険料率を算定・公表（②）
- 市町村は、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、納付金を納める。（③）



2020年度の公費について（拡充分の全体像）



※個々の項目の詳細な予算額は、予算編成過程において検討するが、総額は2019年度と同規模（合計約1700億円）を維持する
 ※特別高額医療費共同事業への国庫補助を拡充し、60億円を確保
 ※2021年度以降の公費の在り方については、施行状況を踏まえ、地方団体と十分に協議を行った上で決定するものとする

2020年度の保険者努力支援制度(全体像)(案)

市町村分 (500億円程度)

保険者共通の指標

指標① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

- 特定健診受診率・特定保健指導受診率
- メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

指標② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況

- がん検診受診率
- 歯科健診受診率

指標③ 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況

- 重症化予防の取組の実施状況

指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況

- 個人へのインセンティブの提供の実施
- 個人への分かりやすい情報提供の実施

指標⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況

- 重複・多剤投与者に対する取組

指標⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況

- 後発医薬品の促進の取組・使用割合

国保固有の指標

指標① 収納率向上に関する取組の実施状況

- 保険料(税)収納率
- ※過年度分を含む

指標② 医療費の分析等に関する取組の実施状況

- データヘルス計画の実施状況

指標③ 給付の適正化に関する取組の実施状況

- 医療費通知の取組の実施状況

指標④ 地域包括ケアの推進に関する取組の実施状況

- 国保の視点からの地域包括ケア推進の取組

指標⑤ 第三者求償の取組の実施状況

- 第三者求償の取組状況

指標⑥ 適正かつ健全な事業運営の実施状況

- 適切かつ健全な事業運営の実施状況
- 法定外繰入の解消等

都道府県分 (500億円程度)

指標① 主な市町村指標の都道府県単位評価

- 主な市町村指標の都道府県単位評価(※)
 - ・特定健診・特定保健指導の実施率
 - ・糖尿病等の重症化予防の取組状況
 - ・個人インセンティブの提供
 - ・後発医薬品の使用割合
 - ・保険料収納率
- ※都道府県平均等に基づく評価

指標② 医療費適正化のアウトカム評価

- 年齢調整後一人当たり医療費
 - ・その水準が低い場合
 - ・前年度(過去3年平均値)より一定程度改善した場合に評価
- 重症化予防のマクロ的評価年齢調整後新規透析導入患者数(※)
 - ・その患者数が少ない場合
 - ・前年度より一定程度減少した場合に評価

指標③ 都道府県の取組状況

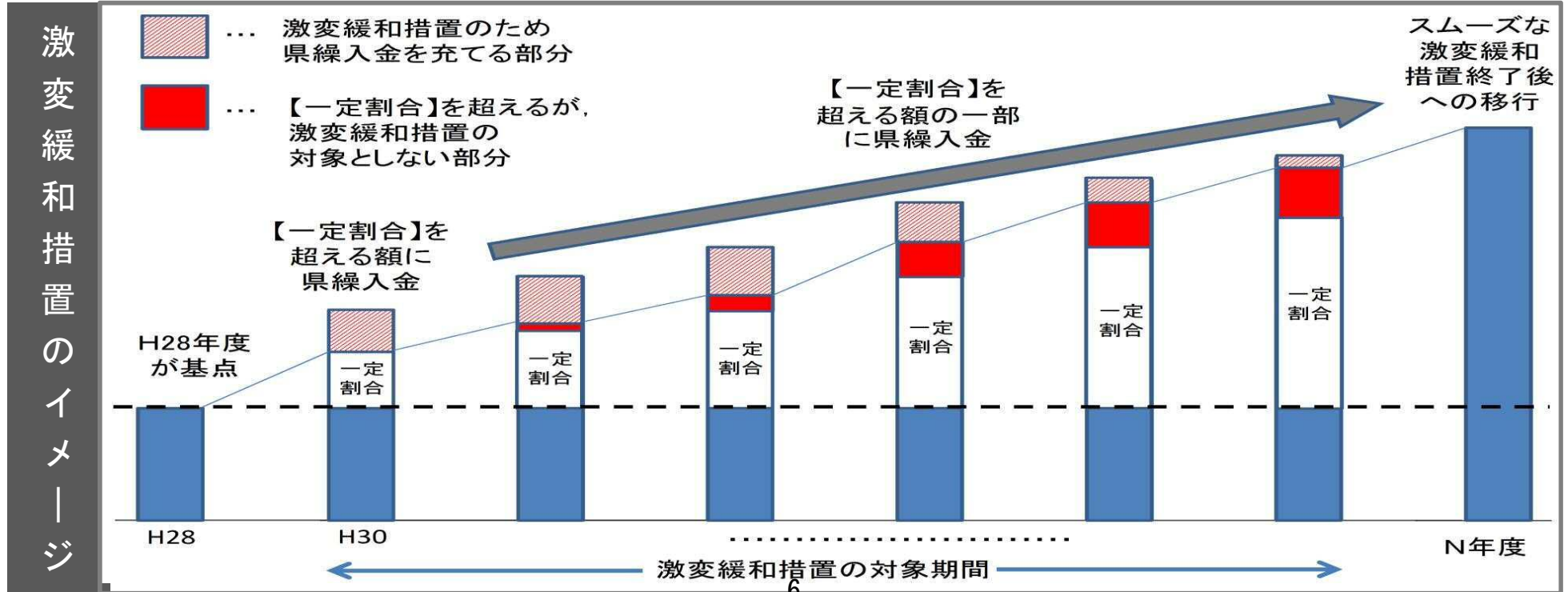
- 都道府県の取組状況
 - ・医療費適正化等の主体的な取組状況(保険者協議会、データ分析、重症化予防の取組等)
 - ・医療提供体制適正化の推進
 - ・法定外繰入の解消等

—※対被保険者1万人

【参考】 県国保運営方針<概要版>より

3 激変緩和措置

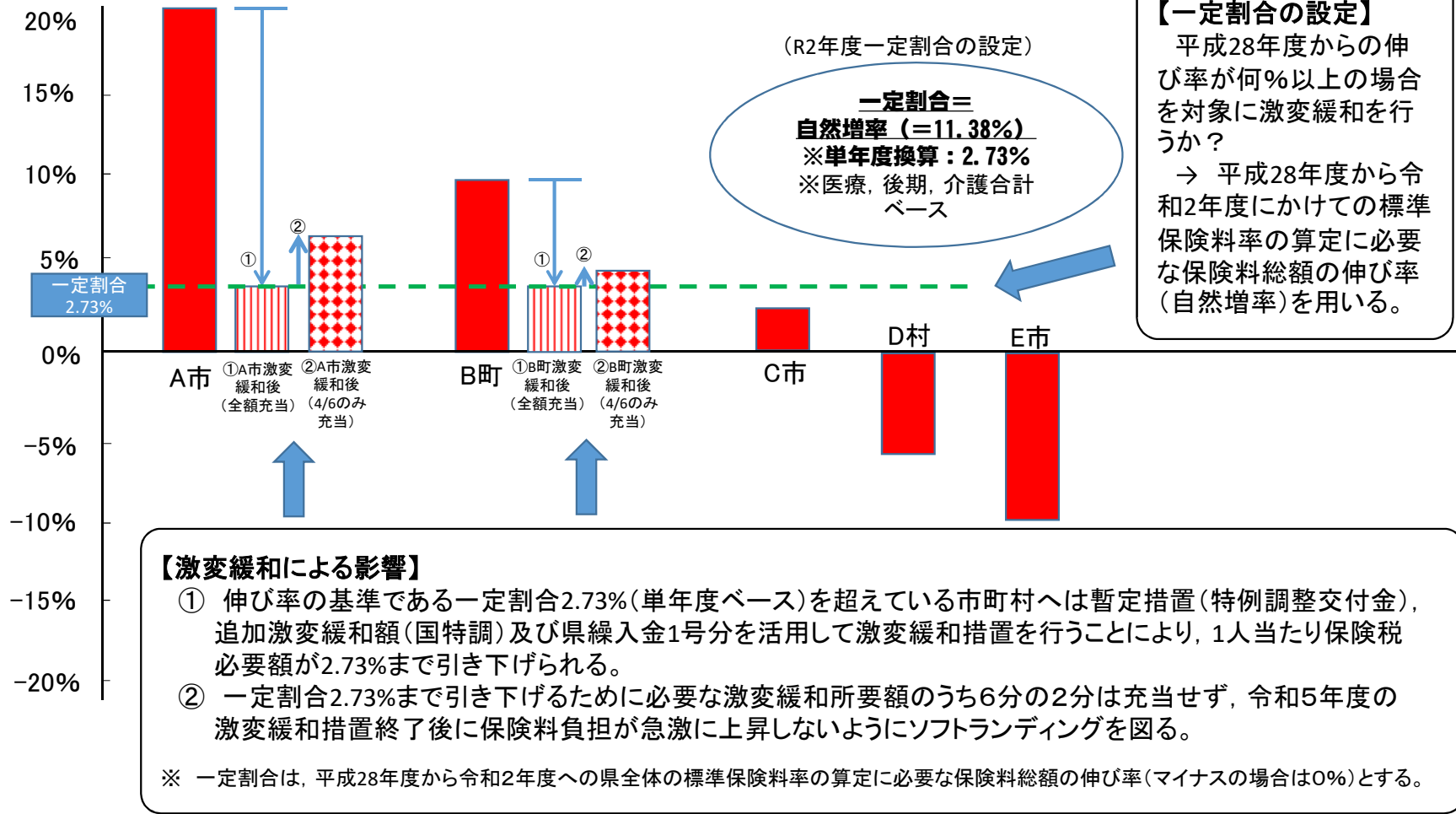
- 市町村ごとの納付金の額を決定する際の α , β の設定
 - ・ α , β の値の調整による激変緩和措置は行わないことを基本とする(本県では、「 $\alpha = 1$ 」「 $\beta : 1$ 」が基本)。
- 県繰入金金の活用
 - ・ 市町村ごとの状況に応じたきめ細やかな対応を行うため、県繰入金金の活用により激変緩和措置を行う。
 - ・ 県繰入金金を活用した激変緩和措置については、平成28年度と当該年度の1人当たり保険料(税)必要額を比較した上で、県が毎年度「一定割合」を定め、それを超える場合に行う。
 - ・ 県繰入金金を活用した激変緩和措置は平成30年度から令和5年度までの6年間実施することを基本とする。
- 財政安定化基金(特例基金)の活用
 - ・ 県繰入金金の活用による激変緩和措置を行う際は、他の市町村へ影響が出ないように特例基金を活用する。



1人当たり保険税必要額の激変緩和について（R2納付金等仮算定）

1人当たり保険税必要額の平成28年度からの伸び率
（単年度換算ベース）

丈比への対象は平成28年度で固定であり，令和2年度は4年間の伸びを基準に激変緩和を検討する。



令和2年度国民健康保険事業費 納付金等の仮算定について

(注意)

- ・ 現時点で国から示された仮係数等を用いて令和2年度の国保事業費納付金等の仮算定を行ったものであり、今後確定係数等を用いて算定を行うことに伴い、数値が変動する。
- ・ この資料の保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置や、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

国民健康保険事業費納付金等の仮算定の趣旨及び算定に係る主な前提

1 仮算定の趣旨

令和2年度の国保事業費納付金等の算定に向け、現時点で国から示されている仮係数等を用いて仮算定を行うもの。

2 仮算定の主な前提

(1) 令和2年度の公費拡充1,700億円のうち、約1,600億円を反映(全国ベース)。

※ 本県では、31億円程度の公費拡充を反映。

(2) 対象年度は令和2年度。

(3) 平成28年度決算ベースの一人当たり保険税額(年額)と丈比べを行い、保険料負担が急激に上昇しないよう激変緩和措置を行う。

※ 激変緩和措置の具体的な方法については、国のガイドライン等を踏まえ、県と市町村で協議によりとりまとめた手法を用いている。

(4) 算定方法に係るその他の主な前提(いずれも県国保運営方針に記載のとおり)

・ α (医療費指数反映係数) = 1

・ β (所得シェア反映係数) = 本県の所得係数

(医療分:0.67程度, 後期高齢者支援金等分:0.71程度, 介護納付金分:0.70程度)

・ 標準的な収納率は、平成28年度～30年度の3ヶ年平均

・ 標準的な算定方式は3方式

・ 「R2保険税必要額(標準保険料率ベース)A」は、R2年度の医療費や所得の見込み等を用いて算定。

・ 「H28保険税必要額(H28決算ベース)B」は、年報や療給データ等から算出した平成28年度の保険税収納必要総額の決算額(決算補填等目的の法定外一般会計繰入額等は反映していない)であり、県で算出したものである。

(5) 激変緩和措置に係る主な前提

・ 「R2保険税必要額(標準保険料率ベース)A」が、「H28保険税必要額(H28決算ベース)B」から一定割合を超えて上昇する場合は、特例調整交付金、追加激変緩和額(国特調)及び県繰入金1号分を活用し上昇を抑える。

(一定割合=11.38%(単年度2.73%))

・ 令和5年度の激変緩和措置終了後に保険料負担が急激に上昇しないよう、平成31年度から、激変緩和を行う範囲を6分の1ずつ縮小。

仮算定結果の保険税必要額への影響(激変緩和前の概要)

ア 一人当たり比較(県平均)

- ・ **R2保険税必要額(標準保険料率ベース) 108,794円 A (年額)**
 ※国の公費拡充分をほぼ反映(ただし激変緩和措置に用いる財源は投入していない)。
 ※標準的な収納率調整前の収納必要額(e)。
 ※医療給付費分, 後期高齢者支援金等分, 介護納付金分の合計額。
- ・ **H28保険税必要額(H28決算ベース) 97,682円 B (年額)**
- ・ **比較 A-B(伸び率) 11,112円(+11.38%) ※単年度換算+2.73%**
 ※この金額は, 低所得者に対する国保税の軽減措置や, 一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため, 被保険者の実際の負担額とは異なる。

○ 県平均の一人当たり保険税必要額(A-B)が増加する主な理由

- ・ 医療費の増加及び被保険者数の減少等により, 平成28年度と比較して令和2年度は一人当たり保険給付費等の増加が見込まれるため。
- ・ これは, 被保険者数全体は減少傾向にあるものの, 団塊の世代(1947~49年生まれ)が, 平成29年度から70歳以上に移行していることなどを背景に, 年齢構成がより一層高くなっていることなどが要因と考えられる。

イ 個別市町村の状況

- ・ 増加した市町村 38市町村
- ・ 減少した市町村 5町村

(激変緩和における県繰入金1号分の取扱いについて)

- ・ 激変緩和前の算出では, 国ガイドライン等の算出方法に基づき, 県全体の納付金基礎額から差し引く県繰入金1号分の設定において, 激変緩和措置のため使用する額(約10億円)は控除していることに留意。
- ⇒ 控除した約10億円は, 激変緩和措置を行う際, 暫定措置(特例調整交付金)及び追加激変緩和額(国特調)と併せて激変緩和対象市町村のために使用。

○ 個別の市町村で増減が発生する主な理由(制度改革に伴う理由)

- ・ 平成29年度までは, 市町村がそれぞれ, 実際にかかった保険給付費等を負担し, 公費等を受け入れていたが, 平成30年度からの新制度では, 保険給付費等の負担は年齢調整後の医療費水準や所得水準等に基づき納付金制度により負担することに加え, 国普通調整交付金や前期高齢者交付金等の公費等も一旦都道府県が受け入れることとなり, 公費等の入り方が変わったため。

主な仮算定結果（激変緩和措置の概要）

		激変緩和前	激変緩和後	
一定割合(※)		—	合計	11.38% 単年度換算:2.73%
			医療分	10.75% 単年度換算:2.59%
			後期高齢者支援金等分	13.60% 単年度換算:3.24%
			介護納付金分	10.67% 単年度換算:2.57%
下限設定		—	なし	
激変緩和措置額		—	13億81百万円	
財源	暫定措置(特例調整交付金)	—	2億78百万円	
	追加激変緩和額(国特調)	—	1億11百万円	
	県繰入金1号分	—	9億92百万円	
特例基金の活用		—	なし	
R2一人当たり保険税必要額(仮算定による標準保険料率ベース)A(県平均, 年間)		108,794円	107,742円	
R2一人当たり保険税必要額(仮算定による標準保険料率ベース)AのH28決算ベースBからの伸び率(県平均, 年間)		11.38% (単年度換算:2.73%)	10.30% (単年度換算:2.48%)	
	最大伸び率	55.97% (単年度換算:11.75%)	21.82% (単年度換算:5.06%)	
	最小伸び率	▲28.04% (単年度換算:▲7.90%)	▲28.04% (単年度換算:▲7.90%)	
	増加市町村数	38	38	
	減少市町村数	5	5	

※ 一定割合は、平成28年度から令和2年度への標準保険料率の算定に必要な保険料総額(県全体)の伸び率である(マイナスの場合は0%)。

仮算定結果の保険税必要額への影響(激変緩和後の概要)

ア 一人当たり比較(県平均)

- ・ **R2保険税必要額(標準保険料率ベース)** **107,742円 A (年額)**
 ※国の公費拡充分をほぼ反映。
 ※標準的な収納率調整前の収納必要額(e)。
 ※医療給付費分, 後期高齢者支援金等分, 介護納付金分の合計額。
- ・ **H28保険税必要額(H28決算ベース)** **97,682円 B (年額)**
- ・ **比較 A-B(伸び率)** **10,060円(+10.30%) ※単年度換算+2.48%**
 ※この金額は, 低所得者に対する国保税の軽減措置や, 一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため, 被保険者の実際の負担額とは異なる。

- 激変緩和前より県平均の一人当たり保険税必要額が減少(108,794円→107,742円(▲1,052円))する理由
 - ・ 激変緩和措置において, 暫定措置(特例調整交付金), 追加激変緩和額(国特調)及び県繰入金1号分(激変緩和用)の活用を行ったことにより, 県全体の保険税必要額が減少したため。

イ 個別市町村の状況

- ・ 増加した市町村 **38市町村**
- ・ 減少した市町村 **5町村**

【参考:平成31年度本算定との比較】

- ・ **H31保険税必要額(標準保険料率ベース)** **105,697円 C (年額)**
- ・ **比較 A-C(伸び率)** **2,045円(+1.93%)**

- 平成31年度と比べ, 県平均の一人当たり保険税必要額が増加(105,697円→107,742円(2,045円))する理由
 - ・ 被保険者数全体は減少傾向にあるものの, 団塊の世代(1947~49年生まれ)が70歳以上に移行していることなどを背景に, 年齢構成がより一層高くなっていることなどにより, 一人当たり保険給付費等の増加が見込まれるため。
 - ・ 本県への普通調整交付金の配分見込額が減少したため。

一人当たり保険税必要額（市町村ごとの状況・激変緩和措置前後比較）

市町村単位の保険税必要額への影響（激変緩和の前後）

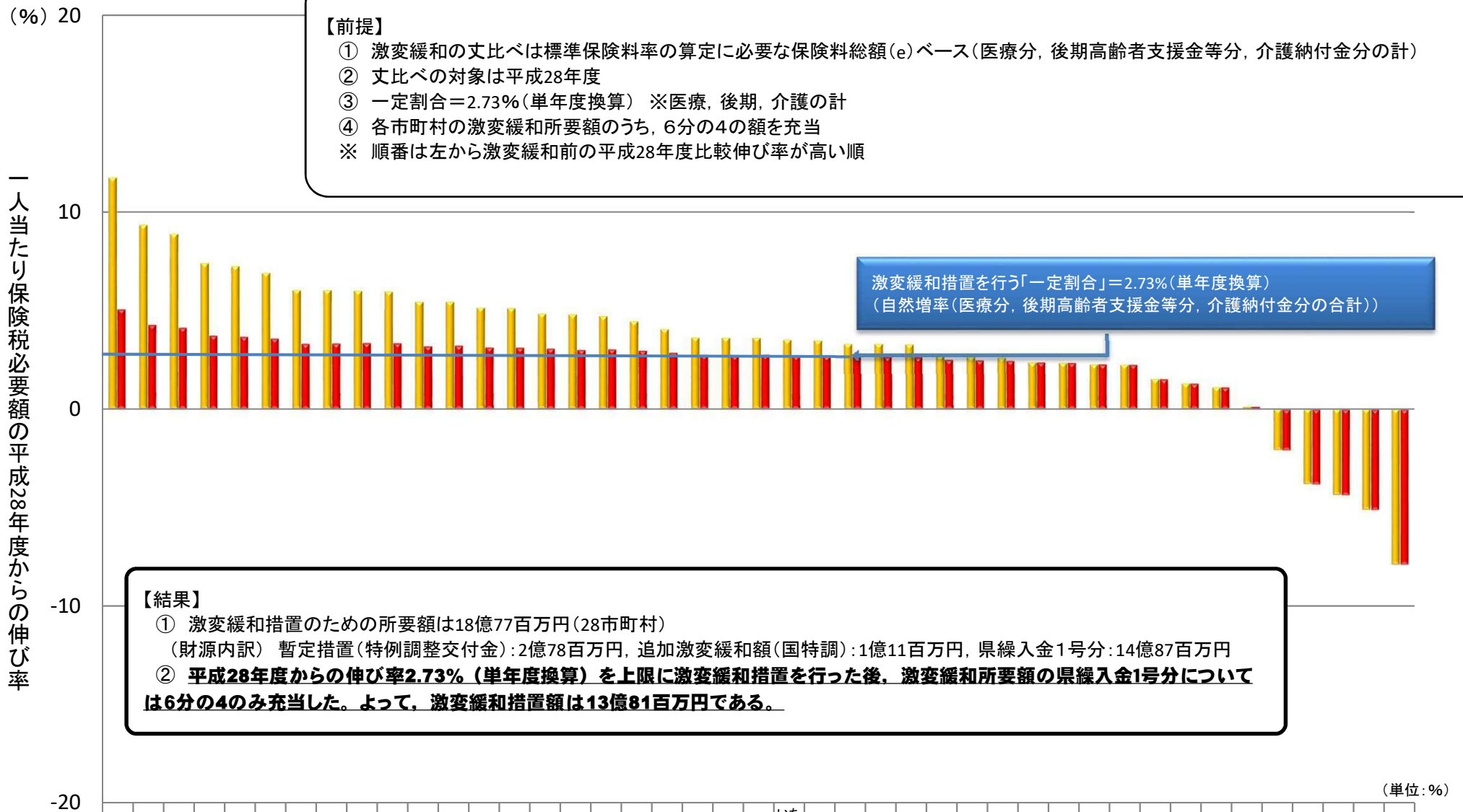
【激変緩和】前提：一定割合＝11.38%（単年度換算2.73%）

※市町村の順番は、④（激変緩和前の伸び率）が高い順である。

市町村名	一人当たり保険税必要額									
	H28決算 ベース B	R2標準保険料率ベース A					激変緩和後			
		激変緩和前		激変緩和後			激変緩和前		激変緩和後	
金額 ①	金額 ②	H28決算ベースB との差額 ③(②-①)	4年伸び率 ④(③/①)	単年度換算 伸び率 ⑤(④単年度換算後)	金額 ⑥	H28決算ベースB との差額 ⑦(⑥-①)	4年伸び率 ⑧(⑦/①)	単年度換算 伸び率 ⑨(⑧単年度換算後)		
円	円	円	%	%	円	円	%	%		
十島村	68,793	107,294	38,501	55.97	11.75	83,807	15,014	21.82	5.06	
喜界町	67,704	96,811	29,107	42.99	9.35	80,032	12,328	18.21	4.27	
瀬戸内町	64,388	90,570	26,182	40.66	8.90	75,735	11,347	17.62	4.14	
湧水町	89,426	119,002	29,576	33.07	7.40	103,561	14,135	15.81	3.74	
与論町	80,965	107,202	26,237	32.41	7.27	93,563	12,598	15.56	3.68	
屋久島町	69,810	91,223	21,413	30.67	6.92	80,360	10,550	15.11	3.58	
天城町	63,656	80,504	16,848	26.47	6.05	72,553	8,897	13.98	3.32	
奄美市	73,417	92,814	19,397	26.42	6.04	83,733	10,316	14.05	3.34	
西南種子町	82,963	104,783	21,820	26.30	6.01	94,712	11,749	14.16	3.37	
知名町	78,953	97,618	18,665	23.64	5.45	89,528	10,575	13.39	3.19	
中種子町	97,875	121,003	23,128	23.63	5.45	111,177	13,302	13.59	3.24	
和泊町	85,071	104,022	18,951	22.28	5.16	96,249	11,178	13.14	3.13	
大南大隅町	94,295	115,192	20,897	22.16	5.13	106,665	12,370	13.12	3.13	
徳之島町	98,950	119,606	20,656	20.88	4.85	111,700	12,750	12.89	3.08	
徳之島市	64,235	77,543	13,308	20.72	4.82	72,313	8,078	12.58	3.01	
南九州市	119,231	143,416	24,185	20.28	4.73	134,413	15,182	12.73	3.04	
さつま町	107,215	127,682	20,467	19.09	4.46	120,536	13,321	12.42	2.97	
薩摩川内市	93,749	109,966	16,217	17.30	4.07	104,970	11,221	11.97	2.87	
鹿児島市	101,905	117,577	15,672	15.38	3.64	113,586	11,681	11.46	2.75	
始良市	96,850	111,722	14,872	15.36	3.64	107,879	11,029	11.39	2.73	
曾於市	109,379	126,138	16,759	15.32	3.63	121,993	12,614	11.53	2.77	
いちき串木野市	101,276	116,391	15,115	14.92	3.54	112,755	11,479	11.33	2.72	
枕崎市	112,690	129,240	16,550	14.69	3.49	125,412	12,722	11.29	2.71	
肝付町	95,424	108,710	13,286	13.92	3.31	106,083	10,659	11.17	2.68	
伊佐市	98,242	111,916	13,674	13.92	3.31	109,154	10,912	11.11	2.67	
志布志市	92,711	105,548	12,837	13.85	3.30	102,921	10,210	11.01	2.65	
龍郷町	102,570	114,217	11,647	11.36	2.73	113,274	10,704	10.44	2.51	
日置市	102,655	114,069	11,414	11.12	2.67	113,297	10,642	10.37	2.50	
阿久根市	98,138	108,863	10,725	10.93	2.63	108,206	10,068	10.26	2.47	
指宿市	105,347	115,777	10,430	9.90	2.39	115,777	10,430	9.90	2.39	
東串良町	123,191	135,284	12,093	9.82	2.37	135,284	12,093	9.82	2.37	
霧島市	94,532	103,511	8,979	9.50	2.29	103,511	8,979	9.50	2.29	
錦江町	107,736	117,798	10,062	9.34	2.26	117,798	10,062	9.34	2.26	
南さつま市	113,497	120,598	7,101	6.26	1.53	120,598	7,101	6.26	1.53	
鹿屋市	94,402	99,429	5,027	5.33	1.31	99,429	5,027	5.33	1.31	
出水市	89,935	94,014	4,079	4.54	1.12	94,014	4,079	4.54	1.12	
垂水市	99,388	99,936	548	0.55	0.14	99,936	548	0.55	0.14	
伊仙町	68,651	63,092	▲ 5,559	▲ 8.10	▲ 2.09	63,092	▲ 5,559	▲ 8.10	▲ 2.09	
宇検村	81,492	69,771	▲ 11,721	▲ 14.38	▲ 3.81	69,771	▲ 11,721	▲ 14.38	▲ 3.81	
大和村	116,470	97,435	▲ 19,035	▲ 16.34	▲ 4.36	97,435	▲ 19,035	▲ 16.34	▲ 4.36	
長島町	113,264	91,839	▲ 21,425	▲ 18.92	▲ 5.11	91,839	▲ 21,425	▲ 18.92	▲ 5.11	
三島村	174,079	125,268	▲ 48,811	▲ 28.04	▲ 7.90	125,268	▲ 48,811	▲ 28.04	▲ 7.90	
県計	97,682	108,794	11,112	11.38	2.73	107,742	10,060	10.30	2.48	

(注)この表の金額は、低所得者に対する国保税の軽減措置や、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

一人当たり保険税必要額の平成28年度からの伸び率（激変緩和措置前後比較）



	十島村	喜界町	瀬戸内町	湧水町	与論町	屋久島町	天城町	奄美市	西之表市	南種子町	知名町	中種子町	和泊町	大崎町	南大隅町	徳之島町	南九州市	さつま町	薩摩川内市	鹿児島市	始良市	曾於市	いちき串木野市	枕崎市	肝付町	伊佐市	志布志市	龍郷町	日置市	阿久根市	指宿市	東串良町	霧島市	錦江町	南さつま市	鹿屋市	出水市	垂水市	伊仙町	宇検村	大和村	長島町	三島村
■ 激変緩和前	11.8	9.35	8.9	7.4	7.27	6.92	6.05	6.04	6.01	5.98	5.45	5.45	5.16	5.13	4.85	4.82	4.73	4.46	4.07	3.64	3.64	3.63	3.54	3.49	3.31	3.31	3.3	2.73	2.67	2.63	2.39	2.37	2.29	2.26	1.53	1.31	1.12	0.14	-2.1	-3.8	-4.4	-5.1	-7.9
■ 激変緩和後	5.06	4.27	4.14	3.74	3.68	3.58	3.32	3.34	3.37	3.36	3.19	3.24	3.13	3.13	3.08	3.01	3.04	2.97	2.87	2.75	2.73	2.77	2.72	2.71	2.68	2.67	2.65	2.51	2.5	2.47	2.39	2.37	2.29	2.26	1.53	1.31	1.12	0.14	-2.1	-3.8	-4.4	-5.1	-7.9

仮算定結果を踏まえた今後の取組

仮算定結果を踏まえた今後の取組

(1) 令和2年度の当初予算編成及び国保税の決定の参考として活用

仮算定結果を、各市町村においても、運営協議会への説明、令和2年度予算編成及び税率改定等の検討の材料として活用する。

※ 確定係数を踏まえた本算定においては、消費税率引上げの影響など数値の変更等がありうることに十分留意する必要がある。

(2) 令和2年度算定(確定係数の反映)の実施

令和元年12月頃から令和2年1月にかけて、国の確定係数等を踏まえ、令和2年度の国保事業費納付金や標準保険料率の本算定を行う。

【参考】 R 2 年度仮算定における公費の拡充の反映

	R1.7.24 事務レベル WG最終とりまとめ (全国ベース)	R2年度仮算定			仮算定への 反映方法
		全国ベース	本県配分額	全国ベースに 占めるシェア	
合 計	1,700億円	1,600億円	30.6億円	1.9%	
財政調整機能の強化	800億円	700億円	16億円	2.3%	
普調	400億円	400億円	11.2億円 <small>(※1)</small>	2.8%	納付金算定基礎額から 差し引く
暫定措置 <small>(特例調整交付金)</small>	200億円	200億円	2.7億円	1.4%	激変緩和措置に活用※3
特調(都道府県分)	100億円	100億円	2.1億円 <small>(※2)</small>	2.1%	納付金算定において各 市町村へ再配分
特調(市町村分)	100億円	0億円	0億円	—	—
保険者努力支援制度	800億円 <small>※別途特調より200億円</small>	800億円 <small>※別途特調より200億円</small>	14.6億円 <small>※現時点で別途特調分内 訳不明</small>	1.8%	
都道府県分	500億円	500億円	6億円	1.2%	納付金算定基礎額から 差し引く
市町村分	300億円 <small>※別途特調より200億円</small>	300億円 <small>※別途特調より200億円</small>	8.6億円 <small>※現時点での内訳不明</small>	1.7%	標準保険料率の算定に 必要な保険料額から差し 引く
特別高額医療費共同事業 への国庫補助の拡充	60億円	60億円	1億円	1.7%	各市町村の納付金額から 差し引く

(※1) 普調のR2年度仮算定本県配分額は、H30年度決算ベース普調の本県配分割合2.8%に、400億円を乗じて算出したもの。

(※2) 特調(都道府県分)のR2年度仮算定本県配分額は、拡充分の100億円見合いの額である(総額200億円見合いでは4.2億円)。

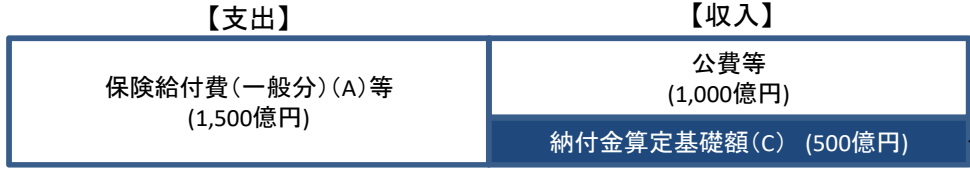
(※3) 暫定措置額のほかに特別調整交付金による追加激変緩和措置として全国ベース80億円(本県配分額1.1億円)が配分されている。

(ただし、公費拡充分ではないため、本表には記載せず)。

(注意) 数値は例示であり、四捨五入の関係により計が合わない場合がある。

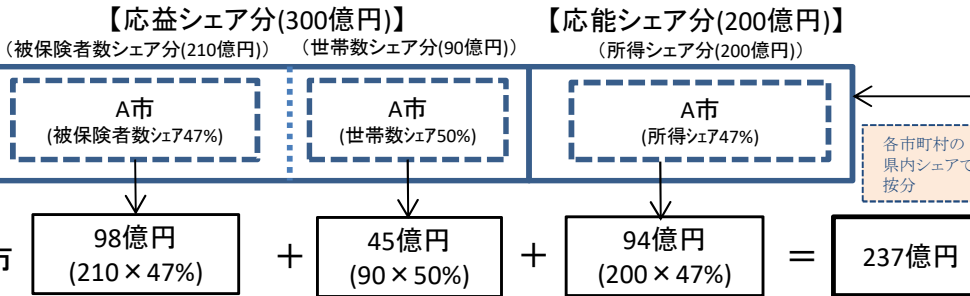
1 納付金算定基礎額(C)の算定(県全体)

県全体の保険給付費等を推計(過去3年伸び率を使用)



2 応能・応益シェアによる納付金按分(β=0.65, 3方式)

応益: 応能=1: β ※ β=本県の所得係数



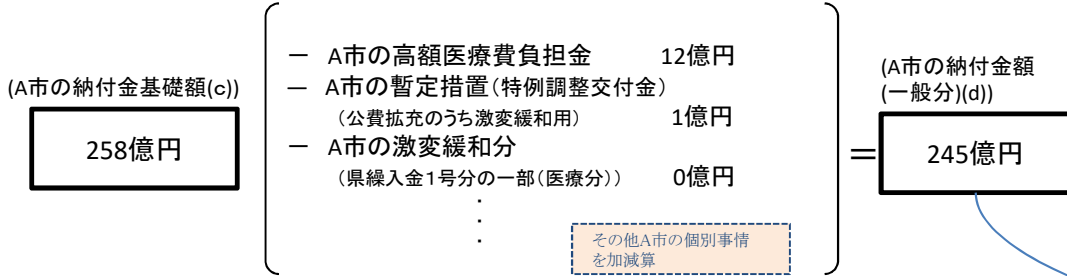
3 医療費水準の反映

(A市の年齢調整後医療費指数は1.2) 各市町村の医療費水準を反映(α=1)

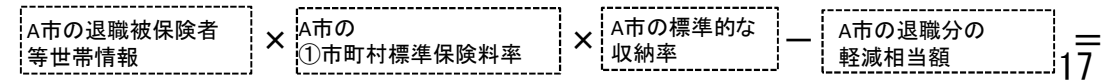
αの設定	α=0	α=0.5	α=1
医療費水準反映	237 × 1 = 237	237 × 1.1 = 261	237 × 1.2 = 284
γ調整後(納付金基礎額(c)) ※県全体の総額調整	237億円 (237*1)	245億円 (261*0.9503)	258億円 (284*0.9054)

4 納付金額(一般分)(d)の算出

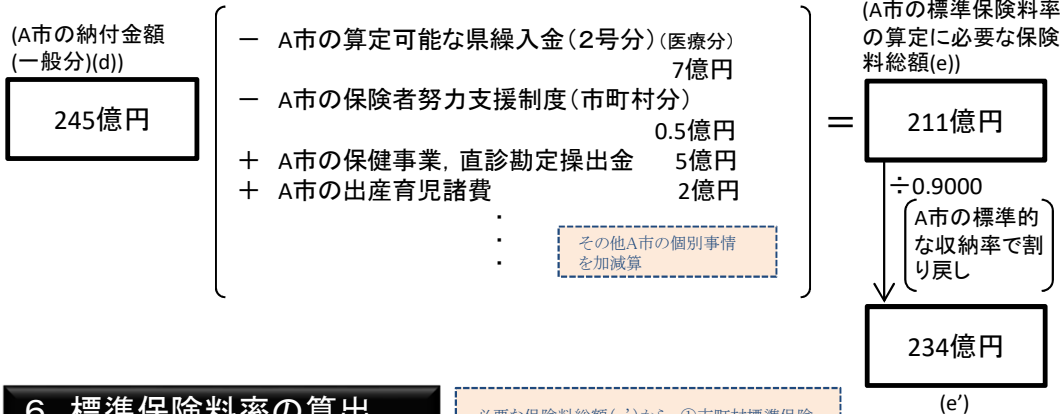
(本県はα=1を基本(以降α=1の場合))



7 退職被保険者等分の納付金等の算出(A市において計算し県に報告)



5 標準保険料率の算定に必要な保険料総額(e')の算出



6 標準保険料率の算出

必要な保険料総額(e')から, ①市町村標準保険料率, ②各市町村の算定基準に基づく標準的な保険料率, ③都道府県標準保険料率を算定

①市町村標準保険料率(本県は3方式)

	応益(1.0)		応能(0.655)	計
	均等割(0.7)	平等割(0.3)	所得割(1.0)	
賦課総額(※)	97億円(41%)	45億円(19%)	93億円(40%)	234億円(100%)
料率	48,378円 (97億円/20万人)	31,841円 (45億円/14万世帯)	10.90% (93億円/850億円)	

②市町村の算定基準に基づく標準的な保険料率(A市が採用している3方式により算定)

	応益(0.5)		応能(0.5)	計
	均等割(0.72)	平等割(0.28)	所得割(1.0)	
賦課総額(※)	84億円(36%)	33億円(14%)	117億円(50%)	234億円(100%)
料率	42,112円 (84億円/20万人)	23,395円 (33億円/14万世帯)	13.76% (117億円/850億円)	

③【参考】都道府県標準保険料率(都道府県比較のため)(2方式)

※ 応益: 応能=1: β

	【応益(1.0)】均等割	【応能(0.65)】所得割	計
賦課総額(※)	268億円(60%)	177億円(40%)	444億円(100%)
料率	62,243円 (268億円/43万人)	9.81% (177億円/1,800億円)	

標準保険料率

